

第26回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年7月31日（水）
場所 市役所4階 大会議室
議案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地法第5条買受適格証明願について
議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について
報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 8月総会の会議開催予定日時
第27回総会を8月30日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり
並びに事務局職員
開会 午後1時30分

霜田局長

皆さん暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。第26回の総会に先立ちまして、本日、総会の後に県の農業会議との業務推進検討会、巡回の視察にお越しいただいた県農業会議の部長、堀さんをご紹介します。

堀県農業会議部長

お邪魔させていただきました堀です。よろしくお願いいたします。皆様におかれましては、7月23日には上越で田代先生の人・農地プランの実質化という話を含めまして、研修していただきました。ご苦労様でした。引続き今日も人・農地プランの話を含め検討されるということでございますので、よろしくお願いいたしますと思っています。

今日、全国農業新聞の早刷りが来ていたので持ってまいりました。8月2日号なので、金曜日になれば皆さんのお宅に届きます。どちらか1部を普及用に使っていただき、人に回していただきたいというお願いでございます。また、表紙については聖籠町の農業

委員会の農地パトロールの様子が載っております。選ばれた理由は、平成 28 年に農業委員の新体制になり、2 期目を迎えたという中から「人・農地プランの実質化」の鍵となる農地パトロールの取り組みが選ばれたようであります。柏崎も委員さんの任期が後 1 年となったわけですが、その実績確保を踏まえて持って参りましたので、よろしくお願ひします。以上でございます。

霜田局長

ありがとうございました。皆さんには連日、茹だるような暑さの中で農地パトロールの重点実施ということで、ご難儀していただきありがとうございます。連日のように熱中症の予防、対策がテレビで呼びかけられております。先週 1 週間、全国で救急搬送された熱中症の方は 5,664 人おられました。新潟県内では 145 人の方が救急搬送されたと同いました。特に梅雨明けから、熱中症の患者さんが出てくるということです。6 割が高齢者の方とお話がありました。皆さんも当然ですが、ご家族の方、皆さんの周りで農作業等をされている方、一声かけて注意喚起をしていただきたいと思います。

ただ今から第 26 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

皆さんご苦労様でございます。県農業会議の堀部長さんから来ていただきました。先程局長から話があった通り、梅雨のない北海道を除き梅雨明けが宣言されました。これからの天気予報を見ていると、1 週間は日照りで暑い日が続くということです。そうなりますと、日照りは豊作と言われているように、豊作が期待されるのではないかと思います。人間としては、暑すぎて具合が悪くなるのではないかと心配しているところです。お互いに気を付けながら、農作業にあたって秋の実りを期待していきたいと思ひます。

このひと月で山形に視察旅行、中・上越の研修会、色々な催しがあり大変だったと思ひますが、研修を通じて、地域でなすべきことは何であるかを理解するのに、必要ではないかと思ひています。そうでなければ、人に質問を受けても、どういふことを答えていいか、どういふ仕事を我々がしているのか、ということ自体わからないのではないかと思ひています。私がこんなことを言うと失礼に当たると思ひますが、推進委員の皆さんの中に若干の出席率の悪い人が見受けられます。ここにいる人のことを言っているわけではありません。いない人に向けて言っても通らない話だと思ひますが、地域と社会のニーズに答える、問題提起を起こすということに対して、勉強が一番大事だと思ひています。

中・上越の研修の中で南魚沼市の皆さん、上越市の皆さんから事例報告がありました。私達も秋が終わってから、各地域の実態調査把握に着手したいと思っています。ご難儀をかけるかと思いますが、よろしくをお願いします。内容につきましては、上越と南魚沼が設問したものを踏襲していこうと思っています。特別に柏崎だけで調べたいものがあれば、項目を増やしたいと思っています。各地域別で設問したものを吸い上げて、各地域の実態の把握と隣接の市町村、新潟県内で柏崎はどういう位置付けなのか知るには、同じ設問であれば統計学から比較対象ができるということです。秋に皆さんから農家の皆さんの情報収集、データ収集していただきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田局長

委員数は19人です。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告致します。

また、農地最適化推進委員数は27人ですが現在の出席委員数は20人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第26回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、10番 小柳 直樹委員、12番 鈴木 義雄委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字曾地新田字前田〇番〇 外 4 筆 田 2,145 m² 畑 389 m² 計 2,534 m²。大字曾地新田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字曾地新田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 2 大字宮之窪字中縄手〇〇番〇 外 2 筆 田 1,633 m²。大字宮之窪〇〇番地 〇〇 〇〇。大字宮之窪〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

申請番号 3 大字曾地字水橋〇〇番〇 外 1 筆 田 775 m²。大字上田尻〇〇番地〇〇 〇〇〇。大字吉井〇〇番地〇 〇〇 〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 西山町鎌田字無重刈〇〇番 田 1,118 m²。新潟市西区山田〇〇番地〇〇 〇〇。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 5 西山町鎌田字西ヶ崎〇〇番 田 1,900 m²。愛知県清須市清州〇丁目〇番地の〇 〇〇 〇〇。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご

異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字山室字押廻〇〇番〇 田 130 m²。長峰町〇番〇号 〇〇 〇〇。車庫。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である車庫として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえて追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字北条字駒橋〇〇番 田 894 m²。大字北条〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇。貸倉庫。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である貸倉庫敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえて追認許可を求めるものです。

申請番号 3 西山町石地字石地〇〇番〇 外 1 筆 畑 296 m²。長岡市上除町〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえて追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字畔屋字親ヶ峰〇〇番〇 田 203 m²。新潟市中央区天神尾〇丁目〇番〇号〇〇〇〇〇〇 亡 〇〇 〇〇 相続人 〇〇 〇〇。南光町〇番〇号 〇〇 〇〇。貸駐車場。当初計画者が宅地として利用する予定でしたが、事情によりこれを取りやめ、承継者が貸駐車場として利用するものです。第 2 種でございます。議第 4 号 5 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字上輪字宮ノ平〇〇番 外 3 筆 田 1,144 m²。大字上輪〇〇番地 〇〇 〇〇。上越市春日山〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。貸資材置場。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字善根字久之木〇〇番 外 1 筆 田 588 m²。大字善根〇〇番地 〇〇 〇〇。大字善根〇〇番地〇 〇〇 〇。養鯉池。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である養鯉池として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 藤元町〇〇番〇 畑 218 m²。藤元町〇番〇号 〇〇 〇〇。藤元町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 4 大字藤橋字網田瀬〇〇番 外 2 筆 畑 405 m²。大字藤橋〇〇番地〇 亡 〇〇 〇 相続人 〇〇 〇〇〇。大字山本〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 5 大字畔屋字親ヶ峰〇〇番〇 田 203 m²。千葉県柏市高柳〇〇番地〇 〇 〇〇〇。南光町〇番〇号 〇〇 〇〇。貸駐車場。第 2 種でございます。議第 3 号 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」 との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、申請目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字曾地字六十刈〇〇番〇 外 2 筆 田 2,007 m²。鏡町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。事務所・産業廃棄物一時保管場所及び車両重機置場として利用したく、新潟地方裁判所長岡支部執行の、令和元年 8 月 26 日から令和元年 9 月 2 日までの期間入札に参加するため。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字曾地字六十刈〇〇番〇 外 2 筆 田 2,007 m²。大字藤井〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。中古農機具一時保管場所として利用したく、新潟地方裁判所長岡支部執行の、令和元年 8 月 26 日から令和元年 9 月 2 日までの期間入札に参加するため。第 2 種でございます。

本案件については、申請者が落札した場合は、事務所等を整備するものであり、これに続いて第 5 条転用許可申請が提出されることとなることから、付帯決議としまして、「買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人となり、農地法第 5 条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限り、許可しても差し支えないものとする。」として、会長の専決許可を付すものとさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、買受適格証明書類審査結果一覧表の 6 ページのとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について（案）」事務局の説明を求めます。

濁川職員

「議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について（案）」

農業一般に関する情報提供（農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号）の活動強化を図るため別紙のとおり申し合わせ決議する。

「農地利用の最適化達成に向けた全国農業新聞拡大 3 ヶ年運動」（令和元年度～3 年度）に基づく普及推進計画 令和元年度 柏崎市農業委員会情報活動（全国農業新聞普及活動）計画 令和元年 7 月 31 日 柏崎市農業委員会

情報活動の根拠と趣旨

1. 情報活動の趣旨

情報活動は、「農業委員会が、農業者の代表機関として、農業の発展、農業者の地位向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている。」

2. 平成 30 年度の活動結果

(1) 活動結果

目標部数 200 部に対して、167 部「農業委員一人が 1 年間に 1 部以上の購読者を獲得する」に対して、目標達成委員：4 名

(2) 目標達成に至らなかった要因

購読中止者の増加（購読者の高齢化、死亡等）

※平成 30 年度新規購読数 4 部に対し、購読中止は 13 部

3. 新潟県全体の令和元年度購読者部数の目標

新潟県全体で 6,000 部

4. 柏崎市農業委員会の今年度目標

購読部数 200 部（平成 28～30 年の 3 ヶ年平均部数）農業委員・農地利用最適化推進委員一人が 1 年間に 1 部以上の新規購読 申込みを確保する。

5. 普及拡大へ向けての具体的な方法

(1) 活動地区

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として活動をする。

(2) 推進対象者

幅広い農業者を対象として活動する。（認定農業者、集落のリーダー、青年農業者、行政書士、司法書士など）

(3) 活動期間

令和元年 8～10 月 前期普及月間 令和元年 10～11 月 最重要普及月間

令和 2 年 1～2 月 後期普及月

(4) 活動方法

- ・普及資材を使った戸別訪問の実施
- ・購読申込みのあった方から記入してもらう書類

◎全国農業新聞申込書

（口座は J A 口座以外の金融機関での口座引落しも可能）

- ・購読料 1 か月 700 円（年 2 回、5 月と 11 月に購読料を口座振替）
- ・リコーリース（新申込用紙は年 2 回、7 月と 1 月に購読料を口座振替）

(5) 情報活動による活動費

- ・普及推進にかかる経費は農業委員会の申請に基づき全国農業新聞新潟県支局が支払う。（上限 1.5 万円）

- ・新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード（500 円）1 枚を進呈する。

普及推進強調月間中に新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード（1,000 円）を進呈する。

以上になります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案とおりとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

次に「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川職員

報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て令和元年 8 月 30 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。

ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第26回農業委員会総会（R1.7.31）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

農業委員会だより（第39号）編集会議、編集委員、7月31日（水）総会後から 市役所4階大会議室です。8月31日（土）発行10,000部

2 管外視察研修について（報告）

7月3日～4日山形へ視察に行ってくださいました。地震の影響もなく、天候にも恵まれ研修が行われました。参加された方のお手元に精算金を返還してあります。委員さんの報酬・日当をお預かりし、仮受金として10,000円をお預かりしまして、収入1,036,582円、支出917,206円でした。差引119,376円を参加人数で割り、1人4,000円お返しいたします。端数の3,376円を親睦会会計へ繰り入れました。市の会計からはバスの借上げ、高速代、研修先へのお土産代を出ささせていただきましたので、報告させていただきます。

3 担い手育成総合支援協議会「農業経営発展研修会」について（お知らせ）

第1回8月22日（木）、第2回11月6日（水）、第3回12月11日（水）に行うという案内です。旅費、講習に掛かる経費は自己負担になります。締切は8月16日（金）です。

4 農業委員会委員活動費等に掛かる現金徴収について（お願い）

7月24日に議案書と併せまして、皆様のお手元に送付させていただきました。8月9日までをお願いします。例年、期限に遅れがちになる方がおられます。皆さんまとめて振込みますので、8月9日までにご用立ていただければと思います。

5 第27回総会 農業委員・推進委員 8月30日（金）13時30分から 市役所第1会議室（旧本館101会議室）です。

6 「人・農地プランの話し合いで進める農地利用の最適化」 【DVD】

集落での人・農地プランの話し合いを推進し、農地中間管理事業を積極的に活用して農地利用の集積及び集約化を実現している、千葉県香取市の事例を紹介しています。

この総会終了後、ご覧いただきます。活動の参考とされるようお願いいたします。以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でございます。7月27日から防除が始まりまして、刈羽、西山、北部西中通、中央地区、田尻、北条と本日まで済んでおります。今まで回った中でかなりの柏崎地区でイノシシの電気柵が張られたり、動いた跡が見えると思いつながら前半終わったのですが、これから、柏崎で一番イノシシ被害のある南部地区、鯖石地区、高柳、小国といくのですが、市内何処に行ってもイノシシがいると感じております。来週あたり、イノシシの電気柵の研修が予定されているようで、収穫の秋を迎えるにあたり、暑い中作業を一生懸命やって、最後にイノシシにやられてしまうということが無いように、気を付けながら、健康にも注意し、活動していただきたいと思つます。以上で終わります。

閉会 午後2時22分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____